

小松都市計画市街地再開発促進区域の変更（小松市決定）

都市計画市街地再開発促進区域を廃止する。

「区域、公共施設の配置及び単位整備区の区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進を図ることにより、都市機能及び都市環境の向上を図るため、当該地区を市街地再開発促進区域として計画した。

市街地再開発事業により昭和 55 年に複合施設を建築することで、細分化された敷地の統合や市街地の不燃化等の目的は達成された。

その後、経営不振により建築物を取り壊し、平成 10 年から市営立体駐車場として利用してきたところであり、隣接するエリアの商業施設の進出・撤退に応じて地区の拡張など検討を進めてきた。

今回、当該地区に隣接するエリアの「(仮称) 小松駅南ブロック複合施設」の計画により、当該地区を含めた小松駅南ブロックの活用方法が具体化し、当該地区は引き続き市営立体駐車場として利用されること、また、当該地区の用途地域が、容積率や建ぺい率など市営立体駐車場として利用する条件を満足していることから、市街地再開発促進区域を廃止するものである。

小松都市計画市街地再開発促進区域の変更（小松市決定）

都市計画市街地再開発促進区域を廃止する。

<廃止>

朱書きは変更前

名 称	小松駅前第3地区市街地再開発促進区域 —				
位 置	小松市土居原町 —				
面 積	約 0.2ha —				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長
		幹線街路 —	3・4・5号根上小松線 —	21m —	約 60m —
		幹線街路 —	3・4・48号小松駅東通り2号線 —	21m —	約 40m —
	下水道	小松公共下水道 中央排水区第2分区その他の管渠 —			

「区域、公共施設の配置及び単位整備区の区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進を図ることにより、都市機能及び都市環境の向上を図るため、当該地区を市街地再開発促進区域として計画した。

市街地再開発事業により昭和55年に複合施設を建築することで、細分化された敷地の統合や市街地の不燃化等の目的は達成された。

その後、経営不振により建築物を取り壊し、平成10年から市営立体駐車場として利用してきたところであり、隣接するエリアの商業施設の進出・撤退に応じて地区の拡張など検討を進めてきた。

今回、当該地区に隣接するエリアの「(仮称)小松駅南ブロック複合施設」の計画により、当該地区を含めた小松駅南ブロックの活用方法が具体化し、当該地区は引き続き市営立体駐車場として利用されること、また、当該地区の用途地域が、容積率や建ぺい率など市営立体駐車場として利用する条件を満足していることから、市街地再開発促進区域を廃止するものである。